

飼育動物死体処理についての確認書

横浜市立学校で飼育している動物の死体処理について、次のとおり取り扱うものとし
ます。

1 対象となる飼育動物について

横浜市立学校（以下「学校」といいます。）で飼育している、うさぎ、にわとり、モ
ルモット等の5kg以内の小動物を対象とします。ただし、校庭等に投げ込まれた動物
等は対象外とします。

なお、「鳥類の複数異常死」等の場合には、学校から横浜市教育委員会事務局への連
絡が義務付けられていますので、獣医師によるウイルス感染等の判定を行います。そ
れ以外については獣医師による検査等を行わずに引き渡します。

2 回収及び処分の方法

処理の依頼は、学校から横浜ペット霊園協会の会員（以下「会員」といいます。）へ
直接電話等で連絡します。

会員は、原則として、連絡が午前中の場合は即日、午後の場合は翌日に回収を行うも
のとし。回収時刻は、学校と会員とが協議して決定します。会員による処理依頼の
受付及び回収は、会員の営業時間内に限るものとし。なお、回収は土・日曜日及び
祝日も行うものとし。学校が希望し、会員が同意した場合に限ります。

回収する際には、学校の担当者が立ち会い、会員に引き渡すものとし。

3 手続き

(1) 学校は、1件の依頼ごとに1枚の飼育動物死体処理依頼書を作成し、会員へ渡すもの
とし。

(2) 死体処理終了後、横浜ペット霊園協会の会員は、飼育動物死体処理依頼書を速やかに
横浜ペット霊園協会へ提出するものとし。

(3) 横浜ペット霊園協会は、毎年4月中に、前年度に処理した分の飼育動物死体処理依頼
書について、一覧もしくはコピー等を教育委員会事務局へ送付するものとし。

4 その他

横浜市教育委員会事務局、横浜ペット霊園協会及び会員は、横浜市委託契約約款第1
条、第6条、第7条、第10条、第13条～第19条、第22条～第24条、第27条、第35
条、第37条を遵守するものとし。

横浜市教育委員会事務局は、本件の業務に関し、独占的な業務の依頼を横浜ペット
霊園協会に対して約束するものではありません。

この確認書に記載のないことについては、横浜市教育委員会事務局と横浜ペット
霊園協会とで協議して決定するものとし。

以上の事項について、横浜ペット霊園協会と横浜市教育委員会事務局とは、おのおの
対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとし。

平成19年5月29日

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市

横浜市教育委員会 教育長 押尾 賢

横浜市瀬谷区阿久和南2-9-1

横浜ペット霊園協会

会長 神山 孝

